

取下げ・再請求のパターン

過誤がない場合

	4月	5月	6月	7月	8月
サービス提供					
事業所請求請求 & 国保連審査					
受給					

(例)4月分の実績を誤って少なく請求した場合の、最短の取下げ処理の流れ

通常過誤

	4月	5月	6月	7月	8月
サービス提供					
事業所請求請求 & 国保連審査		誤			
取下げ処理			<div style="border: 1px solid red; border-radius: 5px; padding: 2px; display: inline-block;">誤</div>	<div style="border: 1px solid red; border-radius: 5px; padding: 2px; display: inline-block;">誤</div>	
受給			<div style="border: 1px solid red; border-radius: 5px; padding: 2px; display: inline-block;">誤</div>		

支払決定通知書で誤請求分の審査が通って支払確定していることを確認した上で、6月15日までに取下げ依頼書を提出
→
過誤決定通知を確認した上で、再度9月分を請求

(注)取下げ件数(金額)が、5月実績より多い場合、7月入金分がマイナスとなるため、国保連から送付される納付書で、返金していただくことになります。それが不都合である場合は、次の同月過誤を選んでください。

同月過誤

	4月	5月	6月	7月	8月
サービス提供					
事業所請求請求 & 国保連審査		誤			
取下げ処理			<div style="border: 1px solid red; border-radius: 5px; padding: 2px; display: inline-block;">誤</div>	<div style="border: 1px solid red; border-radius: 5px; padding: 2px; display: inline-block;">誤</div>	
受給			<div style="border: 1px solid red; border-radius: 5px; padding: 2px; display: inline-block;">誤</div>		

支払決定通知書で誤請求分の審査が通って支払確定していることを確認した上で、6月25日までに取下げ依頼書を提出
→
過誤決定通知はありませんが、忘れず再請求してください。

(注)取下げ分(マイナス)と、正しい再請求分(プラス)を同じ月に相殺処理するため、再請求をし忘れた場合、相殺するものがないため、通常過誤として処理されることになります。